

入札説明書

奈良県営うだ・アニマルパーク
動物学習館パッケージエアコン更新工事

令和6年4月

奈良県うだ・アニマルパーク振興室

奈良県営うだ・アニマルパーク動物学習館（以下、動物学習館という。）パッケージエアコン更新工事に係る入札公告に基づく施工体制確認型一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。

1 競争入札に参加する者に必要な資格

入札公告第2に定めるもののほか、次に掲げる条件を全て満たした者のみが、この工事の入札に参加することができます。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による入札公告第2の表中「登録業種」に対応する建設工事の一般建設業の許可を受けている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 入札書の提出の日から開札の日までの期間に、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置（以下「入札参加停止」といいます。）を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」といいます。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更正事件」といいます。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (5) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合は、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (7) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（直近のもの。以下「経営事項審査」といいます。）について、総合評定値通知書の有効期限が開札の日までであること。
- (8) 宇陀土木事務所又は中和土木事務所及び吉野土木事務所管内に本店又は支店（営業所を含む）を有する者であること。

2 仕様書等に関する質問・回答

仕様書等に関する質問がある場合は、令和6年4月23日（火）午後5時15分までに、別添「質問書」により、13にFAXしてください。

質問に対する回答は、仕様書等にかかるものについて令和6年4月26日（金）に奈良県うだ・アニマルパーク振興室ホームページ（<http://www.pref.nara.jp/1839.htm>）に掲載します。

3 入札方法等

- (1) 入札書（様式1）及び工事費内訳書（様式2）（以下「入札書等」といいます。）を、書留郵便により提出してください。その際、「工事費内訳書（様式2）」に「住所（所在地）」、「商号又は名称」、「代表者」、「工事名」及び「工事場所」を記載してください。誤脱・未記入がある場合は「入札書における失格・無効基準」の取扱いに準じます。また、添付もれの場合は失格となります。
- (2) 一度、書留郵便により提出された入札書等を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- (3) 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の「100分の10」に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の「110分の100」に相当する金額を入札書に記載してください。
- (4) 入札書等の提出は、書留郵便に限ります。入札書等は二重封筒とし、外封筒に「商号又は名称」、「開札日」、「工事名」及び「工事場所」を記載し、「入札書等在中」と朱書きするとともに、入札書等を入れた中封筒（直接提出する場合と同様に封印等の処理を行ったもの）を外封筒に入れ、奈良県南部東部振興監宛での親展として令和6年5月15日（水）午後5時15分（必着）までに13に到着するようにしてください。（別添「郵便封筒の記載例」を参照してください。）

4 開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和6年5月16日（木）午前10時00分
- (2) 場 所 奈良県営うだ・アニマルパーク 動物学習館 学習室1・2
(奈良県宇陀市大宇陀小附75-1)

5 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

- (1) 奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第7条に該当する入札又は入札に関する条件に違反した入札
- (2) 開札の日までの間において、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置（以下「入札参加停止」といいます。）又は工事参入制限を受けた者等、開札時点において入札に参加する資格のない者の行った入札
- (3) 競争入札参加資格確認申請書等又は施工体制確認調査で要求する資料等に虚偽の記載をした者の行った入札
- (4) 入札公告第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- (5) 入札書記載の価格を加除訂正した入札

6 落札者の決定方法

- (1) 開札は、入札書等を書留郵便で提出してきた入札参加者又はその代理人（以下「入札

参加者等」といいます。)が出席して行うものとし、代理人が立ち会う場合は、「委任状(様式3)」及び身分証明書(運転免許証等)を持参してください。

ただし、入札参加者等が立ち会わないときは、入札執行事務に関係ない職員を立ち会わせてこれを行うものとし、

- (2) 予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とし、

落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、「くじ」により競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査を行う順位(契約優先順位)を決定します。

ただし、「くじ」を辞退することはできません。落札候補者には、発注者から通知します。

- (3) 開札後、落札者の決定については一時保留し、落札候補者に対し競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査を行った上で落札者を決定します。落札者の決定後、奈良県うだ・アニマルパーク振興室ホームページ(<http://www.pref.nara.jp/1839.htm>)に掲載します。

また、最低価格で入札を行った場合であっても、競争入札参加資格の確認又は施工体制確認調査の結果によっては、落札者とならない場合があります。この場合、落札候補者の次順位者に対し、競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査を行い、落札者が決定するまで順次調査を実施します。

7 くじの実施方法

開札の結果、落札候補者となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、それらの者があらかじめ入札書に記載したくじ番号を基に、下記に定める「くじの方法」により、落札候補者順位を決定します。

※入札書には必ず「くじ番号」(任意の3桁の数字)を記入してください。

※番号の記載がない、あるいは数字が特定できない場合は、「000」を割り当てます。

- (1) 落札候補者となるべき同価格の入札をした者(以下「くじ対象者」といいます。)について、入札書提出の受付番号(以下「入札書受付番号」といいます。)順に、「0, 1, 2・・・」と落札判定番号を割り当てます。
- (2) くじ対象者の入札書に記載されたくじ番号及びくじ対象者の入札書受付番号を合算し、くじ対象者数で除して余りを求めます。
- (3) (2)で求めた余りと(1)の落札判定番号とが一致する者を落札候補者として決定。次順位者は落札候補者の落札判定番号の次の番号の者とし、(0→1→2・・・)

*算定例(落札候補者となるべき同価格の入札をした者(くじ対象者)が3者の場合)

くじ対象者	A社	B社	C社
ア 入札書受付番号	1	2	3
イ 落札判定番号(アの小さい順)	0	1	2
ウ くじ番号(任意の3桁の数字)	111	789	321
エ アとウを合算した数字	112	791	324

オ エの総合計÷くじ対象者数	1 2 2 7 / 3
カ オの余り	0
キ 落札候補者	A 社 (次の順位者は、イの落札判定番号が1のB社)

8 競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査の実施

開札後、落札候補者に対し、競争入札参加資格の確認を行うとともに、施工体制確認調査を実施します。競争入札参加資格が確認できない場合又は適正な施工の確保ができないおそれがあると認められる場合は失格となります。この場合、次順位者を落札候補者として競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査を実施します。

落札候補者は、下記により競争入札参加資格確認申請書等及び施工体制確認調査書類（様式2を除きます。）を提出してください。提出書類に基づき聞き取り調査を実施します。聞き取り調査に応じない場合は、失格となるほか、入札参加停止を受けることがあります。

聞き取り調査には、入札責任者と配置予定技術者の出席を要します。

* 次順位以降の者が落札候補者となった場合の提出期限は、別途指示します。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等

ア 「競争入札参加資格確認申請書（様式4）」

イ 「配置予定技術者の資格・工事経歴報告書（様式5）」

* 技術者の資格を証する書面（の写し）及び3ヶ月以上の雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証の写し等）を添付してください。

ウ 「現場代理人報告書（様式6）」

* 3ヶ月以上の雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証の写し等）を添付してください。

(2) 施工体制確認調査書類

ア 施工体制確認調査報告書（様式7）

イ 工事費内訳書（レベル2まで）（様式2） ※入札時に提出（入札参加者全て）

ウ 工程計画（様式8）

* 各様式の記載要領を十分確認してください。記載内容が記載要領に沿わない場合は失格となることがあります。また、記載内容を証明するための添付資料を必要に応じて添付してください。

* 書類の記載もれ、添付もれ等がないことを十分確認のうえ、提出してください。

* 次のとおり、奈良県南部東部振興監所管業務施工体制確認調査実施要領（建設工事）第10に「審査会による適正な施工の確保がなされないおそれがあると判定する基準」を示しています。調査に協力しない（書類を提出しない、聞き取り調査に応じないなど）など、基準に該当する場合、調査対象者は失格となります。記載内容を十分確認しておいてください。

ア 施工体制確認調査に協力しない場合

イ 配置予定技術者の資格等が入札条件等に適合しない場合

ウ 入札価格の積算内訳及び工程計画が設計仕様等に適合しない場合

エ 工事費内訳書に記載されている工事価格が入札額に適合しない場合

オ 法令違反や契約上の基本事項違反等があると認められる場合

カ 上記のほか、適正な施工の確保がなされないおそれがあると認められる場合

(3) 提出部数 各1部

(4) 提出期限 入札公告に示す期限までに提出してください。

* 期限までに書類が提出されない場合は、失格となります。

* 次順位以降の者が落札候補者となった場合、競争入札参加資格確認申請書等及び施工体制確認調査書類（様式2を除きます。）の提出期限は、別途指示します。

* 書類の記載もれ、添付もれ等がないことを十分確認の上、提出してください。提出書類に不備（積算内容及び主任（監理）技術者の配置に影響しない軽微な不備を除きます。）がある場合は失格となりますので入念に点検してください。

* 期限までに提出されない場合は失格となります。

(5) 提出場所 13に同じ

(6) 提出方法 持参によります。

(7) 提出書類の作成等

ア 作成及び提出に係る費用は申請者の負担とします。

イ 提出書類は、競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査以外に提出者に無断で使用しません。

ウ 提出書類は返却しません。

エ 提出期限（追加指示した場合等で別途提出期限を定めた場合は、その期限）後における差し替え、追加及び再提出は認めません。

(8) 聞き取り調査

場所：奈良県営うだ・アニマルパーク 動物学習館 学習室1・2

日時：令和6年 5月20日（月）午後13時30分

9 技術者の配置

落札者は8（1）のイに定める資料に記載した配置予定技術者をこの工事の現場に配置するものとします。

工事の施工に当たって、資料に記載した配置予定技術者を変更できるのは、死亡、傷病、出産、育児、介護または退職等の特別な場合に限ります。

10 現場代理人の配置

落札者は、8の（1）のウに定める資料に記載した現場代理人をこの工事の現場に配置するものとします。

12 契約書作成の要否等

要します。落札者は、奈良県契約規則第17条第1項の規定に基づき、落札決定後遅滞なく契約を締結するものとします。

13 入札に関する問い合わせ先並びに契約を担当する部課等の名称及び所在地等

〒633-2112 奈良県宇陀市大宇陀小附89

奈良県総務部知事公室

うだ・アニマルパーク振興室 地域振興係

電話 0745-83-2563 FAX 0745-83-2573

別表 1

工事業種	配置予定技術者の資格（いずれかに該当すること）
電気工事	<p>①電気工事に関し、学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による実業学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）若しくは高等専門学校（旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を含む。）を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めたもの</p> <p>②電気工事に関し、学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めたもののうち、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規定（平成6年文部省告示第84号）第2条に規定する専門士又は同規定第3条に規定する高度専門士を称するもの</p> <p>③電気工事に関し、学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後5年以上実務の経験を有する者で在学中に電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めたもの</p> <p>④電気工事に関し、旧実業学校卒業程度検定規程（大正14年文部省令第30号）による検定で電気工学又は電気通信工学に関する学科に合格した後5年以上又は専門学校卒業程度検定規程（昭和18年文部省令第46号）による検定で電気工学又は電気通信工学に関する学科に合格した後3年以上実務の経験を有する者</p> <p>⑤電気工事に関し10年以上実務の経験を有する者</p> <p>⑥建設業法による技術検定のうち検定種目を電気工事施工管理とするものに合格した者</p> <p>⑦技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者</p> <p>⑧電気工事士法（昭和35年法律第139号）による第1種電気工事士免状の交付を受けた者又は第2種電気工事士免状の交付を受けた後電気工事に関し3年以上実務の経験を有する者</p> <p>⑨電気事業法（昭和39年法律第170号）による第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けた者（同法附則第7項の規定によりこれらの免状の交付を受けている者とみなされた者を含む。）であって、その免状の交付を受けた後電気工事に関し5年以上実務の経験を有する者</p> <p>⑩建築士法（昭和25年法律第202号）第20条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有することとなった後電気工事に関し1年以上実務の経験を有する者</p>

	<p>⑪建築物その他の工作物若しくはその設備に計測装置、制御装置等を装備する工事又はこれらの装置の維持管理を行う業務に必要な知識及び技術を確認するための試験であって建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第7条の4から第7条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（「登録計装試験」という。）に合格した後電気工事に関し1年以上実務の経験を有する者</p> <p>⑫社団法人日本計装工業会の行う平成17年度までの1級の計装士技術審査に合格した後電気工事に関し1年以上実務の経験を有する者</p> <p>⑬国土交通大臣が①～⑫までに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者</p>
--	--

注：⑤の「10年以上実務の経験」によって資格を満たそうとする場合、電気工事に関して延べ120か月以上の工事経験が必要です。他の業務（営業担当など）に従事していた場合は、その期間を除いて延べ120か月以上の工事経験が必要になります。